

議案第18号

西海市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

西海市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西海市水道事業給水条例（平成17年西海市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項、第37条第2項ただし書及び第41条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市水道事業給水条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第230号</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第36条 (略)</p> <p>第37条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>西海市水道事業給水条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第230号</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第36条 (略)</p> <p>第37条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p>第38条～第40条 (略)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>第42条 (略)</p>	<p>第38条～第40条 (略)</p> <p>第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>第42条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。